

による認可、同条第四項の規定による協議、同条第六項の規定による命令、法第五十五条の五の規定による届出の受理、法第五十五条の七第一号及び第二号の規定による指定、法第五十五条の九第二項の規定による承認、法第五十五条の十第一号及び第三項の規定による立入検査、同条第四項の規定による指示、同条第五項の規定による報告の受理、法第六十四条第一項に「もの並びに」を「もの及び」に、「及び第六号」を「から第七号まで」に、「第三十七号」を「第三十六号の三、第三十七号」に、「及び第五十五条の二」を「第五十五号の二及び第五十八号の二」に改め、同条第三項第四号中「第七十一号」を「第三十六号の三、第五十五号の三第一項、第五十五号の四第二項、第五十五号の五、第五十五号の六、第五十五号の七第三号、第五十五号の八、第五十五号の九及び第五十八号の二の主務省令並びに法第七十一号」に、「第三十七号及び第五十五号の二」を「第三十六号の三、第三十七号、第五十五号の二及び第五十八号の二」に改める。

この政令は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十号）の施行の日（平成二十九年十月一日）から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三
経済産業大臣 世耕 弘成

港灣法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第十九条ただし書中「第九号から第十一号」を「第十号から第十二号」に改め、同条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同条第八号中「及び移動式旅客乗降用施設」を削り、同号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八 移動式施設（移動式荷役機械にあつては、自動的に、又は遠隔操作により荷役を行うことができるものに限る。）

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

国土交通大臣 石井 啓一
内閣総理大臣 安倍 晋三

〇総務省告示第三百十六号
無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第二項の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第三百二十三号（総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月二十七日
総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
「一 略」 二 設備規則第十四条の二第二項第二号の総務大臣が別に告示する無線設備は、次のとおりとする。 設備規則第十四条の二第二項に規定する対象無線設備であつて、送信空中線と人体（頭部及び両手を除く。）との距離が二〇センチメートルを超える状態で使用するもの	「二 同上」 二 設備規則第十四条の二第二項第二号の総務大臣が別に告示する無線設備は、次のとおりとする。 前項第一号から第五号までに掲げる無線設備であつて、送信空中線と人体（頭部及び両手を除く。）との距離が二〇センチメートルを超える状態で使用するもの

備考 表中の「一」の記載は注記である。

附則
この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。

〇総務省告示第三百十七号
無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第二項の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第四百二十三号（無線設備規則第十四条の二第二項の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月二十七日
総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
「一 略」 二 設備規則第十四条の二第二項第二号の総務大臣が別に告示する無線設備は、次のとおりとする。 設備規則第十四条の二第二項に規定する対象無線設備のうち携帯して使用するために開設する無線局のものであつて、人体頭部に近接した状態において電波を送信するもの以外のもの	「二 同上」 二 設備規則第十四条の二第二項第二号の総務大臣が別に告示する無線設備は、次のとおりとする。 前項第一号から第五号までに掲げる無線設備のうち携帯して使用するために開設する無線局のものであつて、人体頭部に近接した状態において電波を送信するもの以外のもの

備考 表中の「一」の記載は注記である。

附則
この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。

この政令は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十号）の施行の日（平成二十九年十月一日）から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三
経済産業大臣 世耕 弘成

医療法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽
平成二十九年九月二十七日
内閣総理大臣 安倍 晋三

医療法施行令の一部を改正する政令
内閣は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）を実施するため、この政令を制定する。

医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の八第一項中「一 従業者の配置の状況」を削る。

附則
この政令は、平成二十九年十月一日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

港灣法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽
平成二十九年九月二十七日
内閣総理大臣 安倍 晋三

港灣法施行令の一部を改正する政令
内閣は、港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の二の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

政令第二百五十三号
港灣法施行令の一部を改正する政令
内閣は、港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の二の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

港灣法施行令の一部を改正する政令
内閣は、港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の二の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

政令第二百五十三号
港灣法施行令の一部を改正する政令
内閣は、港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の二の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

港灣法施行令の一部を改正する政令
内閣は、港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の二の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

政令第二百五十三号
港灣法施行令の一部を改正する政令
内閣は、港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の二の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

港灣法施行令の一部を改正する政令
内閣は、港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の二の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

政令第二百五十三号
港灣法施行令の一部を改正する政令
内閣は、港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の二の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

港灣法施行令の一部を改正する政令
内閣は、港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の二の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

政令第二百五十三号
港灣法施行令の一部を改正する政令
内閣は、港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の二の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

別表第五(第二百二十八条の十関係)

- 一五 (略)
- 六 アアセチルハロシクロペンチル五メチルニール(五)ヒラジニール(別名バルボシクリブ)及びその製剤
- 七 (略)
- 八 アベルマブ及びその製剤
- 九 九十七 (略)
- 九十八 タラツムマブ及びその製剤
- 九十九 百六十四 (略)
- 百六十五 リツキシマブ(遺伝子組換え「リツキシマブ後続二」及びその製剤)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百号

医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)第四条の八第一項及び第二項の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十七日

医療法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働大臣 加藤 勝信

医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「対象規定」という)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
第一条の三 (略)	第一条の三 (略)
2 (略)	2 (略)
イ 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に記録された情報の内容を出力装置の映像面に表示する方法	イ 電磁的記録に記録された情報の内容を出力装置の映像面に表示する方法
ロ・ハ (略)	ロ・ハ (略)
二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他のこれらに準ずる方法により一定の事項を確実に記憶しておくことができるもの(以下「磁気ディスク等」という。)をもつて調製するファイルに別表第一に掲げる事項を記録したものを交付する方法	二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他のこれらに準ずる方法により一定の事項を確実に記憶しておくことができるものをもつて調製するファイルに別表第一に掲げる事項を記録したものを交付する方法
第一条の八 (略)	第一条の八 (略)

別表第五(第二百二十八条の十関係)

- 一五 (略)
- (新設)
- 六 (略)
- (新設)
- 七 九十五 (略)
- (新設)
- 九十六 百六十一 (略)
- (新設)

3 (略)	3 (略)
イハ (略)	イハ (略)
二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに入院診療計画書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法	二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他のこれらに準ずる方法により一定の事項を確実に記憶しておくことができるものをもつて調製するファイルに入院診療計画書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
4 (略)	4 (略)
第十二条の十 登録分析機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。	第十二条の十 登録分析機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。
2 (略)	2 (略)
一三 (略)	一三 (略)
四 (略)	四 (略)
イ (略)	イ (略)
ロ 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法	ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

第十三条 令第四条の八第一項及び第二項の規定による病院報告の提出は、別記様式第一により行うものとし、別記様式第一による病院報告の提出にあつては毎月五日までに（休止し、又は廃止した病院に關しては、休止又は廃止の日から五日以内に）病院所在地を管轄する保健所長に対して行うものとする。

2・3 (略)

第十三条の二 前条第一項に規定する別記様式第一による報告書については、報告書の各欄に掲げる事項を厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む）で明確に判別できるように記録する場合には、電磁的記録をもつてこれに代えることができる。

(削る)

(削る)

第十三条の三 前条の電磁的記録を保存する磁気ディスク等には、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一、四 (略)

(報告方法)

第三十条の三十三の六 (略)

2 (略)

イ (略)
ロ 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

ハ (略)

3 (略)

(書類の閲覧)

第三十三條の二の十一 法第五十一條の四第一項及び第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は電子計算機に備えられたファイル若しくは磁気ディスク等に記録されている事項を紙面若しくは主たる事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

第十三条 令第四条の八第一項及び第二項の規定による病院報告の提出は、別記様式第一及び別記様式第一の二（診療所にあつては別記様式第一）により行うものとし、別記様式第一による病院報告の提出にあつては毎月五日までに（休止し、又は廃止した病院に關しては、休止又は廃止の日から五日以内に）別記様式第一の二による病院報告の提出にあつては毎年十月五日までに病院所在地を管轄する保健所長に対して行うものとする。

2・3 (略)

第十三条の二 前条第一項に規定する別記様式第一又は別記様式第一の二による報告書については、これらの報告書の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスクをもつてこれらの報告書に代えることができる。

(削る)

(削る)

第十三条の五 第十三条の二のフレキシブルディスクには、日本工業規格 X 六二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一、四 (略)

(報告方法)

第三十条の三十三の六 (略)

2 (略)

イ (略)
ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

ハ (略)

3 (略)

(書類の閲覧)

第三十三條の二の十一 法第五十一條の四第一項及び第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は主たる事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

(電磁的方法)
第三十三條の八 (略)

一 (略)
二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 (略)

(電磁的記録)

第三十三條の十 法第五十四條の七において読み替へて準用する会社法第六百八十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものである。

(医療法施行令に係る電磁的方法)
第三十三條の二十四 (略)

一 (略)

イ (略)
ロ 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 (略)

(財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法)
第三十五條の三 法第五十八條の三第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は電磁的記録の当該ファイル若しくは磁気ディスク等に記録されている事項を紙面若しくは当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

(財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法)
第三十五條の九 法第六十條の四第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は電磁的記録の当該ファイル若しくは磁気ディスク等に記録されている事項を紙面若しくは当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

(削る)

(電磁的方法)
第三十三條の八 (略)

一 (略)
二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 (略)

(電磁的記録)

第三十三條の十 法第五十四條の七において読み替へて準用する会社法第六百八十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものである。

(医療法施行令に係る電磁的方法)
第三十三條の二十四 (略)

一 (略)

イ (略)
ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 (略)

(財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法)
第三十五條の三 法第五十八條の三第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は電磁的記録の当該ファイル又は磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

(財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法)
第三十五條の九 法第六十條の四第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は電磁的記録の当該ファイル又は磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

別記様式第一の二 (略)

平成 年 月 分

別記様式第一(第十三条関係)

所在地

※	整理番号						

[illegible]

月	床	末

備考	
----	--

- 2 「介護療養病床」とは、療養病床のうち、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設に係る病床をいうものであり、「介護療養病床」（6）欄には、「療養病床」（4）欄のうち介護療養病床を利用する患者に係る数値を記入すること。当該介護療養病床に療養病床を有する診療所については、当該療養病床に関して「療養病床」（4）欄に、介護療養病床を有する場合に当該介護療養病床に關して「介護療養病床」（6）欄に記入すること。

附 則
この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

医療法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（病院報告の提出） 第四条の八 病院（療養病床を有する診療所を含む。以下この項及び次項において同じ。）の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、その管理する病院に係る患者の状況その他の事項に関する報告書（以下この条において「病院報告」という。）を厚生労働大臣に提出しなければならない。 2 5 （略）	（病院報告の提出） 第四条の八 病院（療養病床を有する診療所を含む。以下この項及び次項において同じ。）の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、その管理する病院に係る患者の状況、<u>従業者の配置の状況その他の事項に関する報告書</u>（以下この条において「病院報告」という。）を厚生労働大臣に提出しなければならない。 2 5 （略）